

様式第5号（第6条関係）

檀原市入札監視委員会議事概要書

開催日及び場所	平成23年度 第8回委員会 平成24年1月27日（金） 於. 檀原市役所 北館2階 別館中会議室	
出席委員	委員長 川上 勇 委員 村井 証文 委員 安田 武功 事務局 建設部長、建設部次長、契約検査課長、 契約検査課検査室長、契約検査課主幹、 契約検査課課長補佐2名 外1名	
審議対象期間	平成23年4月1日～平成23年9月30日	
抽出案件	総件数 10件	（備考）期間内入札等件数 総件数 114件 一般競争入札 0件 事後審査型条件付き一般競争入札 70件 指名競争入札 38件 総合評価落札方式 1件 企画提案型総合評価方式 0件 随意契約 2件 条件付き一般競争入札 2件 設計施工方式 1件
一般競争入札	0件	
事後審査型条件付き 一般競争入札	3件	
指名競争入札	2件	
総合評価落札方式	1件	
企画提案型総合 評価方式	1件	
随意契約	2件	
条件付き 一般競争入札	2件	
設計施工方式	1件	
委員からの意見・質問、 それらに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	
委員会による意見具申 又は勧告の内容	特になし	

【別紙】

委員からの意見・質問	市の回答
<p><抽出案件の参加資格設定及び業者の指名・選定理由について></p>	
<p>抽出事案 5〔消防団拠点施設整備工事に伴う設計業務委託〕 〃 6〔実施設計業務委託金橋処理分区（第23-1）〕について</p>	
<p>前回は懸案になっていたがコンサルタント業務について、33.91%や24.77%という非常に低い落札率で落札している。品質確保や業者の健全性・事業の健全性についてどう考えているのか。</p>	<p>成果品は不足無く他の設計業務委託と同様の出来栄であったと確認しています。公共投資や民間投資が減っているなか、過当競争と思われる一面もあり、健全性の面からも24年度より最低制限価格制度を導入する予定である。 現在当該業務は全て、指名競争入札により発注していますが、24年度より一般競争入札も導入する予定です。</p>
<p>抽出事案 7〔橿原市公共下水道長寿命化計画策定業務委託〕について</p>	
<p>当該案件に対し特に最低制限価格を設定しているのはどうしてか。</p>	<p>総合評価落札方式による発注のため設定しました。これは、技術提案の内容に関係なく低価格を入札した場合落札することがあり、これを回避するため良い技術提案を活かすよう最低制限価格を設定しました。</p>
<p>最低制限価格の設定方法はどうしたのか。</p>	<p>国の低入札調査基準価格の算出方法に準じ算出し、その価格を最低制限基準金額として事前公表。開札時“くじ”により算出割合を決定し、最低制限価格を決定しました。</p>
<p>抽出事案 1〔橿原市営香久山墓園築造工事〕について</p>	
<p>制度上仕方ないが、参加業者が29社のうち結果として29番目の業者が落札をした。他の業者が低い金額を入れているのに高値の業者が落札をすることについて、どう分析しているのか。</p>	<p>結果として全業者が、最低制限価格を意識しながら入札をしており、くじ率が高かったこともあり、制度上の結果だと考えている。</p>
<p>それは理解するが、この結果で競争性や価格の妥当性はどうか。1社しかなかった場合等、なにか見直しや調整する制度はないのか。手続的、制度的には何ら違法性も不当性もないと思うが、市民的感觉や一般的な感覚からすればこのような事象は奇異な感じを与える。</p>	<p>例えばくじ率制度を改正し、最低制限価格を事前公表した場合、全業者がその価格を入札する懸念があり、業者のくじにより落札者を決定する。この方が競争性を阻害し談合が起こる可能性が高いのではないか等調査検討しています。</p>
<p>最低制限基準金額がわかっているなか、1社が高値により落札をする。これは競争性が発揮できたのか。</p>	<p>最低制限基準金額にくじ率94.00%から97.99%の範囲内に28社が入札しており、たまたま当日の算出割合が97.95%と高かったため、高い範囲外をいれた業者が結果的に落札したが、競争性は発揮できたと考えています。</p>
<p>公開性の原則のもとに最低制限基準金額を公表しているが、それが競争性を阻害しているのではないのか。最低制限基準金額を公表しないのが一番競争性が確保されるが、他の弊害が生じる可能性がある。両方調和できるような制度は非常に困難であるが、引き続きよりよい制度を検討願いたい。</p>	

委員からの意見・質問	市の回答
抽出事案2〔(仮称)第1こども園大規模改修・増築工事〕について 抽出事案9〔(仮称)第2こども園大規模改修・増築工事〕について	
第1が事後審査で、第2が事前審査で発注しているがその相違は何か。	第1の方が規模的に小さく発注基準通りの市内対象業者を対象としたため、通常の事後審査型条件付き一般競争入札で執行しました。第2については、議決案件であり、工事期間が夏休みに限定されており議決後着工まで短期間なため、また震災により資材調達困難の懸念が発注当時にあり、資材調達を容易にするため市内業者2社のJVと中堅建設業者1社の条件で執行しました。JVの確認等必要なため事前審査により実施しました。
<工事成績について>	
工事成績が向上しているのは非常に良いことであり、これは年々検査体制を充実している結果と判断してよいか。	工事成績制度を導入して6年になるが、監督員の指導や検査時の指摘事項について、業者が勉強し年々改善されておりその成果だと考えます。全体に平均点で約1点上がっています。
<その他の事案について> 平成24年度からの制度改正について ①最低制限価格の算出方法について ②予定価格の取扱いについて ③コンサル業務の一般競争入札の導入について ④コンサル業務の最低制限価格制度の導入について	
一般競争入札の導入はコンサル業務全てに適用するのか。設計以外にも基本設計や基本構想等あるが、それも適用するのか。	建設工事に関連するコンサル業務について導入します。その部門として、測量・建築コンサル・土木コンサル・地質調査・補償に導入します。
建設工事に付随する業務と理解したらよいのか。金額が大きくなれば総合評価や技術提案等価格ではなく、内容重視の発注も検討すべきではないか。	担当課と調整し、技術提案等発注方法を検討し、より適正な方法で発注します。今後電子入札を導入することにより解消できる可能性も含め、懸案事項について調査検討を進めていきます。
<次回の開催について>	
次回の当委員会は、平成24年7月の開催を予定しています。	